

【件名】 令和5年度価格高騰支援給付金給付事業の実施状況について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

国は、令和5年3月に物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して、1世帯当たり3万円相当の支援を行う方針を閣議決定した。

国の方針に基づき、令和5年6月19日から受付を開始する予定の「令和5年度価格高騰支援給付金給付事業」の実施状況について報告する。

1 事業名称について

国は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金のうち、住民税非課税世帯への3万円給付枠を「低所得世帯支援」という名称としているが、区の事業名称は、「令和5年度価格高騰支援給付金」とする。

2 事業概要

(1)対象者

ア 住民税非課税世帯

令和5年6月1日（基準日）において中野区の住民基本台帳に登録されており、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

イ 家計急変世帯

住民税非課税世帯以外で、令和5年1月から9月の間に予期せず家計が急変し、世帯全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

(2)支給額

1世帯あたり3万円

3 手続き方法

令和4年度に実施した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金と同様に郵送及び相談窓口にて申請を受け付ける。また、今回新たに電子申請においても申請を受け付ける。

(1)郵送

ア 住民税非課税世帯

区の発送する「支給要件確認書（以下、「確認書」という。）」若しくは「申請書」に必要事項を記入し、返信用封筒で返信する。（必要書類がある場合は添付）。

イ 家計急変世帯

申請書、本人確認書類、世帯状況確認書類、収入見込額の申立書、収入状況確認書

類等を郵送にて申請する。

(2)相談窓口

相談窓口に必要な書類を持参することにより申請する。そのほか不明点について相談窓口で対応を行う。

(3)電子申請

ア 住民税非課税世帯

区のホームページや区の発送する「確認書」若しくは「申請書」に記載された2次元コードをスマートフォン等で読み取り、必要事項を入力して申請する。

イ 家計急変世帯

区のホームページやチラシに掲載した2次元コードをスマートフォン等で読み取り、必要事項を入力して申請する。

4 周知方法

(1)記事の掲載

区報(6月20日号)、区ホームページ、公式 Twitter、公式LINE

(2)ポスター掲示

区のお知らせ版

(3)チラシ配架

区施設(生活援護課、地域事務所、区民活動センター、すこやか福祉センター等)、社会福祉協議会、大規模小売店等

(4)返送勧奨通知

9月中旬までに「確認書」の返送がない方を対象に、9月下旬に返送勧奨通知を送付

5 受付・問合せ

(1)コールセンター

令和5年6月1日設置

(2)相談窓口(中野区役所 7 階第4・5会議室)

令和5年6月19日設置

6 処理状況(6月19日時点)

送付件数合計:約 59,000件

確認書:約34,000件、申請書:約25,000件

7 今後の予定

令和5年9月下旬 返送勧奨通知発送

令和5年10月31日 申請受付終了

令和5年12月28日 給付金事業終了